

農地法第5条第1項の規定による許可申請書

令和 ●● 年 ● 月 ●● 日

京都府知事 様

譲受人(借入) 氏名 南丹 三郎

譲渡人(貸入) 氏名 農地 譲

下記によって転用のため農地(採草放牧地)の権利を設定、移転したいので、農地法第5条第1項の規定によって許可を申請します。

1. 当事者の氏名、住所及び職業

当事者の別	氏名(フリガナ)	住所	職業
譲受人(借入)	南丹 三郎 (ナンタン サブロウ)	京都 都道府県 △△ 郡市 □□ 町村 15 番地	公務員
譲渡人(貸入)	農地 譲 (ノウチ ユズル)	京都 都道府県 ×× 郡市 △△ 町村 6 番地	農業

2. 許可を受けようとする土地の所在、地番、地目及び面積並びに耕作者の氏名

土地の所在 市町・大字・小字・地番	地目		面積 (㎡)	利用 状況	10a当り 普通収穫高 (kg)	所有権以外の使用収益権が 設定されている場合		市街化区域・市街 化調整区域・その 他の区域の別
	登記簿	現況				権利の種類	権利者の氏名 又は名称	
南丹市 ○○ 町 ×× 20 番	田	田	290	水稻	300			その他の区域
南丹市 町								
計	290 ㎡ (田 290 ㎡、畑 ㎡)							

3. 転用計画

(1) 転用事由の詳細	用途	(2) 権利を設定し、または移転しようとする理由の詳細							
	一般個人住宅 露天駐車場	現在、借家住まいしているが、子供の成長に伴い手狭になるため、自己用住宅を建築し、併せて自家用車2台分の露天駐車場も整備したい。							
(3) 事業の操業期間又は施設の利用期間	令和 ●● 年 7 月 1 日から				永久 年間				
(4) 転用の時期及び 転用の目的に係 る事業又は施設 の概要	工事計画	第1期				第2期合計	合計		
		(着工 許可後 年 月 日 から 令和 ●● 年 6 月 30 日まで)							
		名称	棟数	建築面積	所要面積		棟数	建築面積	所要面積
	土地造成			290 ㎡			290 ㎡		
	建築物	木造2階建 住宅	1 棟	100㎡		1 棟	100 ㎡		
	小計		1 棟	100㎡	290㎡	1 棟	100㎡	290㎡	
	工作物								
小計									
計		1 棟	100㎡	290㎡	1 棟	100㎡	290㎡		

4. 権利設定・移転しようとする契約の内容

権利の種類	権利の設定・移転の別	権利の設定・移転の時期	権利の存続期間	その他
所有権	設定 移転	許可後直ちに	永久	

5. 申請者がその農地の転用に伴い支払うべき給付の種類内容及び相手方

相手方の氏名	相手方の耕作面積 (離作地を含む)		左の内、 離作する面積		毛上補償		離作補償		代地補償		その他
	田	畑	田	畑	10a 当たり	総額	10a 当たり	総額	地目	面積	

6. 資金調達についての計画

土地取得費 <del>(借地料/年)</del> =	200万 円	造成費 =	300万 円	建築費 =	2,500万 円
自己資金 =	2,000万 円	借入金 =	1,000万 円	その他(補助金等) =	0 円

7. 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要

・土砂の流出防止対策	別添図面のとおりに、隣接農地との境界に擁壁を設け土砂の流出を防止する。
・雨水排水対策	雨水排水は南側市道の既存水路に排出し被害のないようにする。
・汚水・生活排水対策	排水は公共下水道に接続し被害のないようにする。
・その他	

8. その他参考となるべき事項

特になし
------

(記載要領)

- 1 法人である場合は、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容をそれぞれ記載してください。
- 2 譲渡人が2人以上である場合には、申請書の差出人は「譲受人何某」、及び「譲渡人何某外何名」とし、申請書の1及び2の欄には「別紙記載のとおりに」と記載して申請できるものとします。この場合の別紙の様式は、次の別紙1及び別紙2のとおりにとします。
- 3 「利用状況」欄には、田にあつては二毛作、一毛作の別、畑にあつては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草畑、その他の別、採草放牧地にあつては主な草名又は家畜の種類を記載してください。
- 4 「10a 当たり普通収穫高」欄は、採草放牧地にあつては採草量又は家畜の頭数を記載してください。
- 5 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれ以外の区域のいずれに含まれているかを記載してください。
- 6 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄は、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6箇月単位で区分して記載してください。
- 7 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合においては、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条の建築許可を要しないものであるときは、その旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当号を、転用行為が開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当号を、転用行為が建築許可を要するものであるときは、その旨及び建築物が同法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号ロからホのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。